

平成21年（行コ）第261号
公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 齋田友雄外17名
被控訴人 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲A17～19）

2011（平成23）年7月7日

東京高裁裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨等
甲A 17	意見書 写し	H22. 8. 23	田村達久	<p>1 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づく負担金の請求権者とその債務者という「対等な」当事者関係にあるとみななければならないこと。</p> <p>2 東京都水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に評価したうえで、新たな事実状態を基礎にそれに適合しうる新しい判断を絶えず行うことが不可欠であることにあること。また、その判断がなされるに当たっては、多種多様な判断要素が適切な比重をかけられたうえで総合的に比較衡量されていなければならないこと。</p> <p>行政に裁量権が認められていることに伴い、個別具体事案についてその処理を行うことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体事案の事情の適正配慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」があるから、裁判所による行政裁量の統制は、然るべく厳格、精密に</p>

					<p>なされなければならないこと。</p> <p>3 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されているところ、この効率性原則は、本件で問題となっている地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行うに当たっては、法律上、特段の配慮をすることが求められていること。</p> <p>4 ダム使用权設定申請の取下げを行うか否かの判断に係る水道局長の裁量権行使の適否の司法審査は、①判断の基礎とされた事実（状態）に関する認識が適正であるか。②①の前提として、事実（状態）に関する必要かつ十分な調査がなされているか。③①及び②を基礎とした将来予測が適正になされているか。④さらに、判断をなす上で重要な観点がすべて取り上げられているか、反対に、判断に入れるべきでない観点が入れられていないか。⑤④に指摘したすべての重要な観点（各種の利益等の考慮要素）に適正な比重が与えられた上で、比較衡量がなされているか、に着目してなされるべきであること。また、前記審査においては、行政の裁量権行使が当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されているか否かが問われ、審査されるべきであること。</p> <p>5 原判決においては、少なくとも、①水需要予測に関する点、②計画再検討義務に関する点、③保有水源量に関する点、について判断の適正性が疑問視されること。等</p>
甲 A 1 8	「水道危機の犯人」(週刊ダイヤモンド)	写し	H21. 12. 5	株式会社ダイヤモンド社	甲 A 1 7・意見書 1 0 頁で引用されている雑誌記事。水道管をはじめとする各種既存インフラ施設の更新・維持のための経費が近年、水道事業経営をますます圧迫してきていること等。

甲 A 1 9	人見第 2 意見書＝八ッ場ダム住民訴訟に関する意見書－東京地裁判決の治水問題に関する判示に関して	写し	H22. 11. 30	人見剛	<p>1 本件原判決である東京地裁判決が、治水負担金の違法性判断において、最高裁 1 日校長事件の判断基準を援用したことは、誤りであること。</p> <p>2 上記最高裁判決は、4 号請求の事案であるのに、原判決は、本件における 1 号請求にも上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用した点で誤りがあること。</p> <p>3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関（教育委員会）の判断を、財務会計行為の権限機関（知事）が尊重する必要があるという特殊事案における判断基準を示したものであるのに、原判決は、上記のような特殊事案ではなく、先行行為の権限機関（国土交通大臣）の判断を、都知事が尊重しなければならないような関係にはなく、河川法 6 3 条の要件を充足していなければ支出が違法となる事案であるにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決の基準を援用した点で誤りがあること。</p> <p>4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法 6 3 条に基づく負担金支出命令が適法であることについては、被控訴人側に主張立証責任があるのに、実質的に、控訴人に、その主張立証責任を転換させた点で、原判決に誤りがあること。等</p>
------------	--	----	-------------	-----	--